薬生食監発 0515 第 2 号

 令和2年5月15日

(最終改正:令和2年9月1日付け薬生食監発0901第1号)

各検疫所長殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長 (公印省略)

#### 輸入ふぐの取扱いについて

食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号。以下「改正法」という。)による改正後の食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第11条第2項の施行に伴い、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(令和元年厚生労働省令第68号。以下「改正省令」という。)が公布され、平成30年6月28日付け生食発0628第1号及び令和元年11月7日付け生食発1107第3号により、改正法及び改正省令の内容等について連絡しているところです。

法第 11 条第 2 項及び改正省令による改正後の食品衛生法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 11 条の 2 第 2 項により、輸入されるふぐについては、輸出国の政府機関によって発行された証明書(以下「衛生証明書」という。)又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないこととなりました。

当該規定については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和元年政令第121号)により、本年6月1日に施行されることから、本年6月1日以降に輸入されるふぐの取扱いを下記のとおりとしますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

1 輸入されるふぐの取扱い 輸入されるふぐについては、別添に示す「輸入ふぐ検査指針」により取り扱 うこと。

#### 2 その他

- (1) 別添「輸入ふぐ検査指針」に示す別紙様式の衛生証明書以外の国からのふぐの輸入届出がなされた場合には、貨物保留の上、生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じて当課まで連絡すること。
- (2) 検疫所においては、施行までの間、ふぐの輸入届出があった場合には、輸入者に対し、衛生証明書の添付が法令に基づく輸入要件となったことを周知するとともに、施行後は必要な事項が記載された衛生証明書を添付するよう指導すること。

#### 3 通知の廃止

次の通知を廃止する。

・「輸入ふぐについて」(昭和59年3月3日付け環食第48号・環乳第6号)

#### 輸入ふぐ検査指針

#### 1 基本的事項

- (1) 輸入を認めるふぐは、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるクサフグ、コモンフグ、ヒガンフグ、ショウサイフグ、マフグ、メフグ、アカメフグ、トラフグ、カラス、シマフグ、ゴマフグ、カナフグ、シロサバフグ、クロサバフグ、ヨリトフグ、サンサイフグ、イシガキフグ、ハリセンボン、ヒトヅラハリセンボン、ネズミフグ、ハコフグとすること。
- (2) 輸入するふぐの形態は、種類の鑑別を容易にするため、処理を行わないもの又は単に内臓のみをすべて除去したものに限ること。
- (3) 輸入するふぐには輸出国の政府機関によって発行され、法第11条第2 項及び施行規則第11条の2第3項に規定された事項が記載された別紙様 式の衛生証明書が添付されているものであること。
- (4) 冷凍されたふぐにあっては、急速凍結法により凍結され、低温  $(-18^{\circ})$  以下)で保管されたものであること。

この場合、種類の鑑別を容易にするため、凍結は個体ごとに行うこととし、これが困難な場合にあっては、同一ふぐの背面及び腹面が確認できるよう一層の状態で凍結することが望ましいこと。

#### 2 監視要領

(1) 書類審査

食品等輸入届書に添付された衛生証明書により、漁獲海域、種類等の確認をすること。

(2) 現場検査

食品等輸入届書に記載された貨物ごとに、次により検査すること。

- ア 提出書類の記載内容を現物について十分確認すること。
- イ ふぐの鑑別は、任意にいくつかのカートン(検体)を選び行うことと し、鑑別を行うカートン(検体)数は、過去の輸入における異種ふぐの 混入状況等を踏まえて、魚種別、輸出国別に決定すること。

なお、サバフグ類、サンサイフグ等衛生証明書と異なるふぐが混入するおそれが多い輸入貨物については、あらかじめ輸入業者等関係者をして鑑別を行わせ異種ふぐを排除させた後検査を行うのが望ましいこと。

この場合、サバフグ類については、昭和 57 年 10 月 22 日環乳第 68 号「ドクサバフグについて」、サンサイフグについては昭和 58 年 12 月 2

日環乳第60号「サンサイフグの取扱いについて」を参考にドクサバフ グ又はコモンダマシを確実に排除させること。

- ウ 輸出国において内臓が除去されたふぐについては、内臓が適切に除 去されていることを確認すること。
- エ 前記以外にも食品衛生上必要な事項について検査すること。

#### (3) 措置

書類審査及び現場検査の結果、衛生証明書の添付されていないもの及び記載内容に不備があるもの並びに基本的事項の(1)又は(2)のいずれかに該当しないふぐが混入している輸入貨物(衛生証明書の記載と異なるふぐが混入しているものを含む。)については、積戻しその他所要の措置を講ずること。

#### 3 その他

- (1) 基本的事項の(1)以外のふぐに係る輸入の届出があった場合は、必要に応じあらかじめ生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じて食品監視安全課あて協議すること。
- (2) 学名については、昭和 58 年 12 月 2 日環乳第 59 号「フグの衛生確保について」の別表 3 「フグの名称」を参考とされたいこと。 なお、カラスの学名は、中国では Fugu Pseudommus が用いられているので、注意すること。
- (3) 東シナ海は東海ということもあること。

### 대한민국 해양수산부 국립수산물품질관리원

# NATIONAL FISHERY PRODUCTS QUALITY MANAGEMENT SERVICE of MINISTRY of OCEANS and FISHERIES of REPUBLIC of KOREA

## SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서)

Serial No.(발행번호) :			
Name and Address of Consignor : (선적자 성명 및 주소)			
Name and Address of Consignee : (수하인 성명 및 주소)			
Description of Goods: (제품명)			
Quantity and Weight Declared : (신고수량 및 중량)			
Harvest(Catch) District and Date : (채포해역 및 일자)			
Name, Address and Approval No. of the Establishment: (처리·가공시설 및 소재지)			
This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :			
1. The above fishery products come from the establishment approved by National Fishery Products Quality Management Service. [상기의 수산물은 국립수산물품질관리원에 등록된 가공공장에서 생산되었음] 2. The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of National Fishery Products Quality Management Service. [본 제품은 국립수산물품질관리원의 관리하에 위생적인 조건에서 생산・포장・ 저장 및 운송되었음] 3. The products were inspected by National Fishery Products Quality Management Service and the laws and regulations of Korea have been deemed to be equivalent to the food sanitation law and the relevant regulations of Japan. [본 제품은 국립수산물품질관리원이 검사하였으며, 한국의 규정은 일본과 동등함] 4. The products are not what described in Article 6 of Food Sanitation Act of Japan. [본 제품은 일본의 식품위생법 제6조에 해당되지 않음을 보증함]			
Date of Issue(발행일자) :			
Stamp:			
SIGNATURE			
Director of oo Regional Office NATIONAL FISHERY PRODUCTS QUALITY MANAGEMENT SERVICE			

# 动物卫生证书

# ANIMAL HEALTH CERTIFICATE

发货人名称及地址 Name and Address of (	Consignor			
收货人名称及地址 Name and Address of (	Consignee			
动物种类 Species of Animals	FISH	动物学名 Scientific Name of Animals	ıgu rubripes	
动物品种 Breed of Animals	VE FUGU RUBRIPES	产地 Place of Origin		
数重量 Number and Weight De	eclared	检验日期 Date of Inspection		
启运地 Place of Despatch		发货日期 _ Date of Despatch		
到达国家/地区 Country/region of Dest	ination	运输工具 Means of Conveyance		
我,作为官方兽医声 I, the undersigned office	明, cial veterinarian, certify that			
	海关注册的养殖场,中国海关对该			
措施与日本食品卫生法有关内容等效。The animals described above are coming from the farm officially registered by the Chinese CUSTOMS. The Chinese CUSTOMS carried out related supervision and inspection on this farm. The relevant				
regulatory measures are equivalent to Japanese Food Sanitation Law. 注册养殖场名称和地址 name and address of registered farm****				
注册号 registere	ed serial number***	_ 收获日期 date of harvest	***	
养殖海域 cultur	red sea area ***	_ 经纬度 longitude and latitude_	***	
2. 上述动物符合日本食品卫生法的有关卫生要求,适合人类食用。The animals described above meet the sanitary				
requirements of Japanese Food Sanitation Law and fit for human consumption.				
	***	****		
印章 Official Stamp	签证日期 Date of Issue	签证地点 Place of I	ssue	
	官方兽医 Official Veterinarian	签 名 Signature	e	